

平成 20 年度 第 1 回入札監視委員会 議事録

平成 20 年 7 月 8 日
局 2 階第 1 小会議室

- 1 開会
- 2 委員及び出席者の紹介
- 3 総務部長あいさつ

(総務部長)

今年度、第 1 回目の委員会ということで、新井委員長をはじめ各委員には、大変御多忙な中で御足労を賜り、また、日ごろから国有林野事業に御理解、御協力を賜っていることについて心から御礼申し上げたい。公共工事の入札と契約の適正化の推進についても、基本原則である透明性、公正性、競争性の確保、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底等を確保するように各種通達がなされているところである。国有林野事業にかかる工事関係についても、一般競争入札の拡大ということで、新年度からは総合評価落札方式を導入しているが、この方式については、次回の委員会から御審議いただくことになる。

本日の審議については、昨年 of 長官通達の改正に伴って当委員会の機能強化が具体化され抽出基準の変更等がなされたものである。この後、事務局から説明があるが、審議をお願いするのは、19 年度の第 4 四半期の契約である。

国会から、引き続き契約実績に関する資料請求等が続いているが、入札或いは契約行為については、まず、国民の皆様様に疑念を抱かれないような対応が大切と考えており、発注者綱紀保持マニュアルに沿って、毅然と進めているところである。

皆様方には、入札監視委員会ということで厳正なチェックをお願いすることになるので、よろしくお願い申し上げます。

- 4 委員長あいさつ

(新井委員長)

世界の流れが、どのように変わるかということで世界中から注目されている洞爺湖サミットの開催中に、この委員会が開催されたということで、何か励みになればと思っている。

前年度の契約を対象として、今回から新しい方式で審議するわけだが、前回も様々な意見があったように、2 時間の審議時間の中で、前回より改善された審議となるかについては、疑問ではあるが、一步一步の前進の可能性を心の支えとして審議をしていきたいと思う。

5 報告事項

(事務局)

報告資料について説明

(森林整備課長)

「棚倉署発注林道新設工事に係る投書」について説明

報告事項について全般的な質疑

(新井委員長)

抽出案件に入る前に、ここで報告事項全般について質疑を行いたい。

(淵上委員)

投書の話について御紹介がありましたが、その後、時間が経過し追加の動きもないようなので、良かったと思っている。

(高田委員)

拝見すると官製談合とかは、全く問題ではなく、要するに自分のところが参加できないのが気にいらぬということではないか。

以前から申し上げている通り、「安かろう、悪かろう」では困るので、工事の中身に依じてランク付けをすること、一般競争入札では条件付けがなされて当然であろう。

回答については、調査した結果、投書の内容については、事実無根ということ、堂々と公表し、発注者としてすべきことはしている、このような投書をする者もいるということ、世間にPRすれば良いのではないか。

(企画調整室長)

委員の御指摘の通り、当委員会の議事録についてはHP公表という形で以前から情報を公開しているが、この件についても情報発信したいと考えている。

(総務部長)

この件については、中央紙、地方紙も取材に動いたようだが、当初から、マスコミも不適正事案といったものではないと受け取っているようだ。室長からお話したように、この件についても議事録で公表したいとおもっています。

(石井委員)

確かに官製談合ということについては、全く当たらないと思うが、しかしながら投書が予測した業者が落札しているということ自体は当たっている。私の憶測であり、談合があるとまでは言えないが、業者間で何らかの暗黙の了解がある可能性も否定できない。このような情報があれば、それなりに受け止めて対応する必要があるだろう。今回は問題がないことはわかるが、若干、気になる部分もあるのではないか。

(総務部長)

この件については、談合情報と同様に対処をするよう署長には指示したので、かなり嚴重に事情聴取・業者指導はしたようである。

総合評価方式になっているので、安く入れても逆転ということもあるので業者の思惑通りにはいかないのではないか。

(企画調整室長)

このような情報については、内容の如何にかかわらず真摯に受け止めて適正に対処するとともに、当委員会にも報告し議論していただきたいと考えている。

(新井委員長)

この件については、当該林道工事は、継続で開設・延長している案件とのことであるが、そういう問題もあるから、これからも念頭においてやっていただきたい。それから資料のNO. (ナンバー) がNO (ノー) となっている。間違いで直していただきたい。

物品・役務については件数を数えづらいので、記号を通し番号にしていきたいのだが。

(高田委員)

今回も低入札があるが、以前から言っているように「安かろう、悪かろう」では困る。局には低入札の外部委員会が無いので、入札監視委員会で監視していくということであったと思うが、資料を見てみると、お定まりの文句が記されているだけである。予定価格を100としてみれば、とんでもないことをしない限り、低入札にはならないはずだ。低入札になるということは、最低賃金を逸脱した下請け泣かせ、勤務時間や機械の稼働時間を8時間しか見ず、打合せや点検も整備やっていないなど、違法であったり不適切な行為があるはずだ。

国土交通省の発注する工事では、そういう違法工事がある場合には外すことになっている。

だから、工事の施工に支障が無いというお定まりの文句ではなく、何故、低入札になったのかということをしつかりと分析して、問題が無いことを確認する必要がある。そこまで調べて、結論がどうだったかということを備考欄に記載していただくことで現場に緊張感を持っていただける。

(総務部長)

低入札については、先生から前回も厳しい御意見をいただいていることから、この件についても適正に調べているので抽出案件の説明の際に、併せて御説明させていただきます。

6 抽出事案の説明

(治山課長、森林整備課長、販売課長)

治山工事、林道工事、造林請負及び生産請負の抽出案件について、各担当課

長から説明。

(治山課長)

低入札の案件について、低入札となった経緯、問題なしとした理由等について説明。

7 抽出事案の審議

(新井委員長)

それでは審議に移りたい。制度が変わって案件が増えている。今回は第4四半期だから審議件数が少ないが、次回は第1四半期が対象となり審議件数が増加するものと思われる。1時間たらずの審議時間でやっていかななくてはならないわけであるが、今回はともかく次回からは大変なことになるかと思うので、問題点等があれば抽出案件に限らず、それぞれの先生方から全般的な観点で御質問をしていただきたい。そのことで、委員会が良い方向に向かうのではないかと思う。

(淵上委員長)

工事費内訳書の分析グラフということで、大変なグラフを作成してもらっているが、グラフの折れ線について、どこかが凸になっているとどこかが凹になっているように見受けられる。発注者側が観察した結果、不自然な点等はないか説明していただきたい。

(企画調整室長)

全般的な話なので、私から説明させていただく。新しく工事費内訳書の分析グラフを作成したわけだが、入札のときに数量を示しているのだから、工事に精通した業者であれば線形は類似する事もあり得るのではないかと考えている。いずれにしても、当グラフのみを持って個別の判断は難しいと考えている。線形の類似しているものや落札率の高いもの等を複合的に分析した上で、結果を蓄積して今後の監視強化に努めていくことが必要。第1回の結果だけで判断するというのは、なかなか難しいと考えている。

(淵上委員)

これまでも、当局として分析していたのか。

(企画調整室長)

工事費内訳書については、入札の際に徴収し発注署で確認はしていたが、グラフを作成しての分析は、今回が初めてである。

(淵上委員)

同じ工事をするのに業者によって凸凹があるのは、各会社の経営努力や経営スタイル等によって生じるものなのか。当局ではどのように見ているか。大きな凸凹もあり、なかなか理解しづらい部分もある。

(企画調整室長)

同地域の業者であれば資材の購入先なども似かよっているのでは、積算結果が似てくるのではないかと。大手の会社で支社があるなどの場合は、調達に独自性があり、凹凸が出てくるのかもしれない。いずれにせよ、時系列的な資料の蓄積が必要。

(淵上委員)

もう一点、低入札の基準となるラインは予定価格に対し、どのあたりに設定されているのか。

(経理課長)

予定価格に対して、85%から3分の2のラインで定めることになっており、そのラインを割り込むと契約内容に適合した履行がされるか調査することになっている。

(森林整備課長)

造林と生産の役務については、基本的に60%が基準となっている。

(高田委員)

今の工事費内訳書のグラフについて確認だが、工事費については工種ごとに予定価格が定められているのか。

(森林整備課長)

予定価格を積算するための工種ごとの内訳額があり、それを100としてグラフを作成しているが、工種毎に予定価格があるわけではない。

(高田委員)

これまでの抽出案件の資料は、A4版の大きな紙に写真資料などが添付されていて、あまり意味の無いものだった。今回の表は焦点が合っていて良い。先ほど低入札の報告もあったが、この場にフィードバックすることに意味があるのではないかと思う。前みたいに工事写真を見たって仕方がない訳で、このような形で審議をしていくのは良いことであると思う。

一言申し上げれば、抽出事案説明表で、応札者数が1者の契約については、入札経緯の欄の書きぶりは、「最低価格で有効な入札を行った者」とするのは正確ではなく、競争相手がいないのだから、複数の応札者があった入札とは書き分けて「予定価格の制限の範囲内で入札を行った者」とすべきではないか。

(企画調整室長)

御指摘を踏まえて、次回に反映させたいと思う。

(石井委員)

資料8の分析グラフでは落札者と応札者○と記載されていて、資料9の入札筆記書については、実名が記載されているが、対照が困難なので、資料8について実名記載できないかものか。グラフと両方比べないと判断が難しい。

また、入札筆記書の応札者名の記載順序がまちまちであるが、落札者から降

順に記載するよう統一できないか。

なお、工事費内訳書の価格や順位と入札筆記書の順位や入札額が一致していないようであるが、この点はどうか。

(事務局)

本来的には一致しているべきであるが、発注署でのチェックの必要上、工事費内訳書は事前に徴収しており、提出後、参加業者数を見てから入札額を切り下げる業者もあるので不一致が生じる。このことについては議論もあるが、競争性を確保するという観点から、運用上やむを得ないということで整理されている。従って工事費内訳書は、入札直近の積算資料という、あくまで参考的な位置づけになる。

(石井委員)

実際の入札額と一致しないことが有り得るということか。

(総務部長)

内訳書は準備していても、参加業者数が多かったりすると、頑張ってその場で入札額を下げたりする。

(企画調整室長)

入札額をきり下げる場合には、その場で下げるので総額で幾ら頑張るのかという業者判断になる。したがって、工事費内訳書については、あくまで参考的な位置づけとなる。

(石井委員)

工事費内訳書の話でA4の日光署の治山工事ですが、工事費の転記ミスということはないだろうか。グラフが不自然である。

(事務局)

工事費内訳書を確認してみたところ、転記ミスはなかったが、業者の計算間違いがあった。表計算の指定範囲を誤ったと思われ、グラフが不自然なのは委員の御指摘の通りである。

(新井委員長)

今回は、1～3月の発注が審議対象であるが、年度末に発注した工事については、年度内に完成しているのか。

(森林整備課長)

3月発注のものは治山、林道及び造林ともに補正予算による越年契約であり実際の実施は20年度になる。

(治山課長)

財務局と予算の繰越協議をして、翌年に事業を実施している。

(新井委員長)

会計年度からすると、一般的には理解しにくいので、完成年月日を記載して

ほしい。

(新井委員長)

A6、7の群馬署の林道工事について応札者の顔ぶれみると5者が同じ顔ぶれで96%と100%の落札となっている。林道工事、治山工事については、その路線、その沢筋に一度手をつけた業者が落札する傾向があるので、今回は災害復旧ということであるけれども、過去の受注業者を調べることを考えた方がよいのではないか。

(森林整備課長)

災害復旧が前年度にあったかわからないが調べてみたい。A7は落札率を四捨五入すると100%になる。資料3のそろばん玉グラフを見るとA6は96%前後に、A7は100から108%の幅の中に入札が集中している。A7については調べてみたが、下仁田町奥地の施行箇所、長野県側から回りこむ場所に位置しており、効率が悪く業者側から敬遠され、予定価格を切った業者が落札したものと推察される。

(新井委員長)

A12の地すべり防止工事については、低入札ということで先ほど説明があった。地すべりという特殊な事業だが、これが本来の入札かなという気もする。落札業者がどういう業者なのか気になる。調べてみると実態がわかってくるのかもしれない。

静岡署管内の林道工事のA15、16、17については、これは全て応札1者で落札率が90%台後半であるが、言うならば一般競争入札を合理的に利用して一社応札にしているようであり、今後、どのようになっていくか注視する必要がある。

山梨所の治山工事A28、A29、A30については、応札者のうち5者が同じ顔ぶれなので、過去の入札経緯がどうなっているのか気になる。

大井川治山センターの治山工事A31は100%落札であり、これについても過去を調べて見る必要があるのではないか。

直接関係は無いが、落札減による差額分の予算はどのようになっているのか。国庫に戻しているのか、別な工事にあてているのか。

工事については、単純平均落札率が92.2%、物品・役務については単純平均落札率が77.8%となっていて。それだけの差が開いた理由というのは、様々あると思うが、その辺の検討はどうなっているのか気になる。

O30、O36を落札した業者との契約について、10件を抽出し平均落札率を出してみたところ約52%であった。最低で16%というものもあった。大バーゲンセールということか。

物品・役務で3億円の予算であれば3割減であれば、約1億円の差金が生じ

ることになる。年度末に使ってしまうのか翌年度に回して使っているのか。

(石井委員)

私は、かねてから談合については経時的に見る必要があると言っている。

先ほどの群馬署と山梨所の案件についてだが、若干、変なかんじがある。A5も落札率 82%とはいえ、工事費内訳書を見ると、No.2 被災箇所の積算価格が反映して落札率を引き下げているが、他の積算だけみれば 90%台になるものと思われる。群馬署の 3 つの工事契約は、応札者がほぼ同じ顔ぶれで、3 つの工事を別々の 3 社が落札している。

山梨所は偶然なのかもしれないが、K 社、A 社、S 社が住み分けている感じがある。

私は、継続案件や地域関連性のある案件でも落札者が変わることもあり得るべしという立場であるが、そういうことを考えると、今後しばらく様子を見る、また、これまでの経過を見る必要があり、結果によっては入札条件や方式を変える必要もあると思う。

NO. 12 の中越署の低入札については、私は異なる見方をされていて、大手の業者と地元の業者が取り合いになったのではないかと思う。域外の力のある業者が入ると競争性が高まる傾向があり、地元業者がどうしても落札したいということで、低入札になったのではないか。

静岡署の契約については、何故、静岡署だけ 1 者応札かと不自然な感じがするが、これについては何か調べているか。

(森林整備課長)

これらについては、資格審査の申請についても 1 工事に 1 者しか申し込んでいない。これらは同日の入札実施で、A18 が最初で、S 社が負けて A 者が落札している。同日に A17、A15、A16 という順番で入札が実施されたが申請自体が 1 者しかなく S 者と O 者が落札した。業者が少ないところで、一度に発注すると、落札したい契約に集中するきらいがあるようだ。

A15 は、再度入札で落札率が高くなったものと推察。また、これだけ C ランク工事だったので、他の者は参加しなかったのかもしれない。

(石井委員)

業者数が少ないのか。

(森林整備課長)

県内の業者数が少ないとは言い切れないが毎年の応札が少ない。静岡署はそういう傾向があるようだ。

(淵上委員)

契約をした会社については、契約をきちんと履行しているのか。

(治山課長)

今回の案件については履行されている。

なお、先ほどの新井先生の御指摘の入札差金については、通常はその工事の中で追加すべきものがあれば追加するか、全体計画の中で追加工事を行い、その進捗アップを図るなどしている。

(新井委員長)

差金は全部使ってしまうということか。昔からそうだが、そのあたりが改善されているのかなと思ったが。

(治山課長)

計画されている工事の進捗アップに当てている。

(新井委員長)

工事を進めたいというのは理解できるか、一般競争入札化により談合を防止して経費を節減したのだから国庫に戻すというのが、国民の一般的な考え方ではないか。使ってしまったのでは意味が無いのではないか。

(企画調整室長)

地球温暖化防止対策の一環としての森林整備、先日も東北で地震があったが、防災面での安全・安心が重要視されており、事業の進捗を上げているところである。差金の有効活用については国庫への返還も含めて様々な意見があると思うが、それらについて真摯に受け止めて、森林整備や治山の進捗をアップしていくことについて丁寧に説明するのも役所としての務めだと考えている。

(委員長審議総括)

本日説明があったように、大部分の契約が一般競争入札ということになり、これからは一般競争入札が主流になると思われる。まず、疑問点、改善しなくてはならない点として、指名競争入札に比べると応札者が極端に減ってきており、過渡期のためもあるにせよ、落札率も必ずしも下がっている訳ではない。指名競争入札では絶対にありえない1者での入札も多く見受けられる。それらが一般競争入札化の気になるところである。

表面的には、このようなことが明らかになったけれども、業者にしてみれば、一般競争入札をどのように、自らに有利に活用するかということで、1者入札が増加し、以前よりも隠れた談合が増えてくるという憂慮すべき状況も予測される。そうなるのを防止するためには、発注者側が積算内容を詳細に分析するなどして、参加業者のモラルを高め、隠れた談合を少なくしていく方法をとる必要があるのではないかと思う。以上が委員長としての感想である。

その他

(経理課長)

総合評価落札方式について説明

(企画調整室長)

今後の提出資料について説明

(石井委員)

企画調整室長の説明は、通達で直接定められている資料以外は作成しないということか。通達やこれまでの会議では、今後、委員の意見を踏まえて提出資料を検討していくということだったと思うが。

(企画調整室長)

委員から指定があれば、こちらから御説明する案件以外にも対応させていただく。また、今後の資料の作成について事前に要望していただければ応えていきたいと思っている。

以上で閉会